

室蘭市いじめ防止基本方針の改訂について

1 いじめ防止基本方針改訂の経緯

令和4年9月にいじめ防止基本方針を全面改訂

その後の学校現場や保護者等からの意見のほか、北海道いじめ防止基本方針の令和5年3月の改訂などを受け、「教育委員会定例会」、「いじめ防止対策審議会」、市長と教育委員会による「総合教育会議」等による協議を重ね、改訂しようとするもの。

2 主な改訂の要点

- (1) 「はじめに」について、「いじめの根絶」から「いじめ問題の克服」等に表現を修正（はじめに及び1ページ）
- (2) 「第1章 いじめ防止の基本的な考え方」「2 いじめの定義及び基本的理解」に「(5) 性的マイノリティとされる児童生徒や外国につながる児童生徒等への理解」の項目を追加（4ページ）
- (3) 「第2章 いじめ防止の取組」「3 学校の取組」「(5) 小さな変化・兆候を見逃さない取組」について、学校における早期発見チェックリストやいじめ把握のためのアンケートの書式を新たに追加（14～15ページ）
- (4) 「第2章 いじめ防止の取組」「5 保護者の取組」の内容について、より詳細な記載に修正するとともに、いじめの兆候発見のためにご家庭でのチェックリストを新たに追加（22ページ）
- (5) 「第3章 重大事態への対処」「1 重大事態の発生と調査・報告」「(4) 重大事態の詳細調査の実施」の内容について、プライバシーに係わる記載を追加（25ページ）

3 改訂の経過

- (1) 7月19日 教育委員会定例会における意見交換
- (2) 8月21日 いじめ防止対策審議会における審議
- (3) 8月30日 総合教育会議における協議